

COVID-19 によるパンデミック下の支援実践を手がかりに

ー災害時の福祉支援を見つめ直すー

○ 関西学院大学 平井 亜里砂 (10490)

キーワード3つ：パンデミック・実践・福祉支援

1. 研究目的

本研究の目的は、COVID-19 によるパンデミック下での支援実践を手がかりに、災害時における福祉支援のあり方を再考することである。パンデミック下における具体的な支援経験を振り返りながら、それが福祉支援体制の限界をいかに露呈させたのかを明らかにする。そして、ソーシャルワークの国際定義に掲げられる「社会変革」「社会開発」「社会的結束」の促進、「エンパワーメントと解放」の4原則に照らしながら、今後の災害対応における福祉支援の柔軟性と実効性を高める視点を考察する。

2. 研究の視点および方法

支援者としての経験を丁寧に記述、省察することを通じて、災害時の福祉支援における実践知を共有可能なかたちで可視化し、その知を問い直す質的アプローチを採用する。これは単なる実践報告にとどまらず、「災害と福祉をどうつなぐか」という問いに応答する試みである。

3. 倫理的配慮

本研究は、研究者自身の省察を主とするものであり、一般に倫理審査の対象となる「人を対象とした調査研究」に該当しないと判断し、所属機関の指針に基づき倫理審査は申請していない。なお、省察の中で言及する他者の情報については、個人が特定されないよう十分に匿名化し、関係者の尊厳とプライバシーを損なうことのないよう最大限配慮する。加えて、研究者が当事者でもあるという二重の立場の影響を自覚し、主観的な解釈に偏らないよう配慮しながら、経験の再構成と分析を行う。

尚、本研究において開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

筆者は、2020年4月から2022年3月にかけて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班参与（以降、厚労地域支援班）として、感染拡大が生じた全国の医療機関・社会福祉施設、保健所や自治体対策本部において支援活動を行った。

これらの実践経験を質的アプローチにより再構成した結果、三つの課題が明らかとなった。課題は大きく、介護人材不足による課題と本部業務の実践からみえた課題とに分けられる。まず、介護人材不足による課題として第一に、利用者の生活への深刻な影響である。

具体的には、入浴介助の頻度が月1回程度に減少、リハビリの中止による介護度の重度化、食事回数の制限といった、生活の質を大きく損なう状況が発生した。第二に、従業員の精神的・肉体的苦痛である。感染していても無症状であれば業務継続を余儀なくされ、感染症拡大防止のため帰宅は許可されない状況であった。更に、家族への偏見や登園・登校・登社の拒否といった二次的な影響も発生した。また十分なサービス提供ができずに利用者の状態が悪化していく過程を前にした無力感や、電話・ネット上での誹謗中傷、利用者・患者家族からの悲嘆・怒りの受容、さらには感染施設で働いていることに起因する差別など、多層的な心身の負荷が従業員にのしかかった。本部業務実践からみえた課題としては、福祉関係者が本部には不在であり福祉の視点が欠如していた点である。都道府県によっては福祉関係者の協力を得ていたケースもみられたが、筆者が業務をおこなった保健所や入院待機ステーションにおいては福祉関係者との連携協働は見られなかった。

これらの課題に対して厚労地域支援班は、帰宅できない従業員向けの宿泊場所の確保、都道府県に設置されている「こころのケアセンター」情報の掲示といった心理的支援、さらに福祉人材の不足を補うために医療系 NGO の協力を得るなどの対策が講じられた。筆者は、福祉関係者に協力を打診したが支援活動が展開されることはなかった。

パンデミック下の支援活動を振り返ると、現場の対応は結果的に医療を中心とした支援体制に依拠しており、災害時の福祉支援の柔軟性と即応性の限界が浮き彫りとなった。本研究を通じて明らかになったのは、感染症災害という特殊な状況下において、福祉支援が後手に回り現場が深刻な困難に直面したという事実である。なかでも、福祉人材の著しい不足や支援体制の不明確さが明らかとなった。

5. 考察

パンデミック下における福祉支援が、ソーシャルワークの国際定義で示される「社会変革」「社会開発」「社会的結束」の促進、「エンパワーメントと解放」の4つの原則をどのように体現していたのか、あるいは体現し得たのかを問う視点が必要である。

今後の災害対応において福祉支援を確実に機能させるためには、ソーシャルワークの原則を単なる理念としてではなく、福祉関係者が実践の中で能動的に体現していく姿勢が求められる。つまり、積極的に情報を収集し、支援を行う意思表示を行い、福祉関係者全体での能動的姿勢が不可欠である。また、災害全体の調整を行う保健医療福祉調整本部や保健所本部などの本部機能を持つ部署に福祉専門職の配置が必要であると考えられる。